

2021年5月11日

関係各位

一般財団法人家電製品協会
代表理事専務理事 伊藤 章

不法投棄未然防止事業及び離島対策事業の手続きにおける押印廃止に関するご案内

平素は家電4品目における不法投棄未然防止事業及び離島対策事業に、ご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業の実施にあたり、実施事業への自治体様からの応募申請から事業終了後の当協会からの助成金交付通知及び年間事業の最後に自治体様からご返送をいただく助成金受領書までの各種手続き書類に「自治体首長印」及び「当協会専務理事印」を押印して参りました。

このたび、「「書面、押印、対面」を原則とした制度、慣行、意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」(2020年7月8日)、国における書面規制・押印・対面規制の見直しの動向、及び内閣府による「地方公共団体における押印見直しマニュアル」の発行等を受け、協会内の手続きを見直した結果、2021年7月以降順次、当該事業の各種手続きにおける「自治体首長印」及び「当協会専務理事印」の押印を廃止させていただくことといたしました。

関係の皆様におかれましては主旨ご賢察の上、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ先>

一般財団法人家電製品協会

事業協力室

TEL：03-6741-5607

E-Mail：kyouryoku@aeha.or.jp